

大きな改正点としては、兵庫県にお住まいの方には
令和元年6月1日以降のご寄附(収納)分については
返礼品が該当しなくなります。

県立学校環境充実応援プロジェクトの返礼品取扱いが
次のとおりの変更となります

1 変更内容

【令和元年5月31日寄附(収納)分まで】

区分		県立施設共通招待券		詰め合わせ
		寄附額 2,000円以上	寄附額 5,000円以上	寄附額 50,000円以上
個人	県内	青色2枚	黄色2枚	いずれか1点
	県外			
法人	県内・県外			—

【令和元年6月1日寄附(収納)分以降】

区分		県立施設共通招待券		詰め合わせ
		寄附額 10,000円以上	寄附額 15,000円以上	寄附額 50,000円以上
個人	県内	送付しない		
	県外	青色2枚	黄色2枚	いずれか1点
法人	県内・県外			

(1) 兵庫県民(個人)への返礼品送付の廃止

兵庫県民(※1)である個人への返礼品(県立施設共通招待券、詰め合わせ)の送付は、令和元年6月1日以降の寄附者(※2)に対しては行わない。

(※1 兵庫県民であるかどうかの判断は、寄附申出書(またはふるさとチョイス)における住所にて判断します)

(※2 寄附申出日ではなく、寄附受納日で判断)

(2) 県立施設共通招待券の送付対象の寄附額の変更

送付対象を2千円以上から1万円以上に変更する。

	令和元年5月末まで	令和元年6月以降
県立施設共通招待券(青色)	寄附額2,000円以上	寄附額10,000円以上
県立施設共通招待券(黄色)	寄附額5,000円以上	寄附額15,000円以上

(3) 5万円以上の寄附者(個人)への返礼品(詰め合わせ)対象商品の拡充

対象商品を2種類から4種類に拡充することになりました。

	対象商品	備考
(1)	ひょうごの特産品詰め合わせ①(兵庫の山と海の幸)	
(2)	ひょうごの特産品詰め合わせ②(兵庫のスイーツとお菓子)	今回追加
(3)	+NUKUMORI 詰め合わせ①(Japanese SAKE cake セット)	今回追加
(4)	+NUKUMORI 詰め合わせ②(スイーツセット)	

2 参考

税控除についての取り扱いに変更はありません。(お住まいの都道府県に
関係なく税控除を受けることはできます。)

2,000円を超える部分については、一定の上限まで、所得税・個人住民税
から全額控除されます。